
**海 区 漁 業 調 整
委 員 会 指 示**

高知県海区漁業調整委員会指示第103号

県内の公共用水面及びこれらと接続して一体を成す水面（以下「高知海区内」という。）におけるにほんうなぎの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、令和6年3月18日に、次のとおり指示した。

令和6年3月29日

高知海区漁業調整委員会会長 木下 清

（採捕の制限）

- 1 高知海区内において、10月1日から翌年3月31日までの間、全長21センチメートルを超えるにほんうなぎを採捕してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

（1）高知県漁業調整規則（令和2年高知県規則第73号）第47条第1項の知事の許可を受けた者が、当該許可の範囲内で採捕する場合

（2）国の機関又は地方公共団体（大学等の試験研究機関を含む。以下同じ。）が、にほんうなぎに係る調査又は試験研究を目的として採捕する場合（当該国の機関又は地方公共団体から委託、補助その他の関与を受けて採捕する場合を含む。）

（指示の有効期間）

- 2 この指示の有効期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。

高知県海区漁業調整委員会指示

○高知海区内におけるにほんうなぎの採捕に係る指示